

令和7年12月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	子を養育する期間中の国民年金保険料免除制度について	<p>妻は自営業の職場に勤務しているため厚生年金ではなく国民年金(第1号被保険者)に加入しており、育児休業中であっても保険料の支払い義務がございます。このたび、国において「子を養育する期間中の国民年金保険料免除制度」が導入される予定であると承知しております。しかし、制度は令和8年(2026年)10月からの施行予定であるため、私どものように現在育児休業中の世帯は免除の対象外となり、年間約20万円の負担が生じる見込みです。同じく育児休業中であっても、施行時期の差によって負担が生じることは不公平であり、子育て支援の趣旨に反すると考えております。つきましては、松阪市として、このような状況について市としてご検討いただきますようお願い申し上げます。市民生活に直結する課題であると考えておりますので、何卒ご配慮賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>国民年金保険料の育児期間における免除制度につきましては、ご存知のとおり、令和8年10月より施行されますが、現時点では国からの正式な運用内容が伝達されていないため、詳細をお伝えすることができない状況です。国民年金制度につきましては、国法である国民年金法によって、その委細が規定されているため、松阪市独自の制度設計や運用はできません。ただし、頂きましたようなご意見がありましたことを、制度の実施主体である日本年金機構に松阪市から伝達させて頂きます。松阪市では他の分野においても、さまざまな子育て支援施策を実施しています。それらを松阪市ホームページの特設サイトでまとめてありますので、よろしければご参考にさせていただければ幸いです 【https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kosodate-zyouhou/】 以上、お問い合わせいただきました件への回答とさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。この度は貴重なご意見ありがとうございました。</p>	<p>保険年金課 電話:53-4044</p>
2	松阪市公共施設予約システムの中部台テニスコートの予約時間につきまして	<p>「松阪市公共施設予約システム」の中部台テニスコートの予約時間につきまして、枠が2時間区切りになっているのを1時間ごとに選択できるように改修すべきだと考えます。例えば毎週定例日時でコートを利用しているユーザーからは、「毎回9:00-12:00で利用するのに9:00-11:00, 11:00-13:00の2枠で予約することになり、ネット予約後に都度受付に電話して本当は9:00-12:00であることを伝えねばならない」「電話しなかった場合でも、受付の方から時間確認のお電話をわざわざいただくが、何のためのネットシステムかわからない」との声が(自グループ以外からも)複数上がっております。システム改修には予算がかかることは重々承知しておりますが、例えば決済とも連携していない単純なシステムの時間枠を変えるだけなので、通常ですとそれほどの工数にはならないはずですが、そもそも、なぜ1時間枠で作らなかったのか何か理由があるようでしたらお聞かせください。以上、どうぞよろしくお願い申し上げます</p>	<p>現在、テニスコートの利用時間につきましては、利用者様の利用状況を鑑み、令和4年度の料金改定時より1枠2時間と設定しており、他の市内2か所のテニスコートにおいても同様の運用をしております。また、こちらより事前に確認させていただき、利用者様のご都合に合わせ、3時間での運用もさせていただいております。何卒ご了承いただきますようお願いいたします。今後も皆様に快適にご利用いただけるよう努めてまいります。ご理解の程、よろしくお願いいたします。</p>	<p>中部台管理事務所 電話:26-7155</p>

令和7年12月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
3	路上喫煙禁止区域の指定について	<p>路上喫煙禁止区域の指定について、以前から思っていたのですが、禁止区域がなぜ駅前と市役所周辺でその間の路上は指定から外れているのか。観光する人も駅から松阪城や本町、魚町界限、初午では岡寺、和田金と歩くはず。家が外れた区域ですが吸いがらが多く、ゴミの前には吸いがらや空き缶など様々のモノを拾ってはゴミで出しています。吸いがらの銘柄も以前から同じモノ。以前から投稿をしようと思っておりましたが、今回、腹が立ったのが車のワイパーのボルト部分に吸いがらが入られ、取るのにピンセットを買って、それでもなかなかです、一番怖いと思ったのがまだ火がついていたのではないかと思います。sonだけ治安が悪くなっているのかもしれません。年明けには議会があると思いますので、条例改定をしてください。周囲でも掃除されている方がいます。できないなら定期的に市で掃除をしてください。なぜ、タバコを吸わない人間が吸いがらを掃除しなければならないのか理解不能。また、ここに捨てていくのも禁止区域から外れているからだと思います。よろしくお願いします。</p>	<p>このたびは、路上喫煙禁止区域の指定について貴重なご意見をいただき、心より感謝申し上げます。特に、観光ルートや市民の生活環境における喫煙マナーの問題、清掃活動に関するご指摘は、市としても真摯に受け止めるべき重要な課題であると認識しております。現在の禁止区域は、地域住民の皆様や関係団体のご意見を伺いながら「松阪市路上喫煙禁止対策審議会」において慎重に協議を重ね、決定したものです。駅周辺や市役所周辺といった人通りの多いエリアは、市民の健康や安全、特に子どもや高齢者への配慮から優先的に指定いたしました。しかしながら、ご指摘の通り、禁止区域外の路上でも喫煙によるゴミの散乱やマナー違反が見受けられることから、観光ルートや市民の生活動線を考慮した路上喫煙対策の見直しについては、今後の重要な検討課題として受け止め、関係部署と協議を進めてまいります。また、市民の皆様による自主的な清掃活動は大変ありがたいものですが、市としても禁止区域外でもマナー啓発を強化するなど、具体的な対策を講じてまいります。特に、喫煙物の不適切な投棄や火のついたタバコの放置は、火災や事故の原因ともなり得るため、早急に対策を講じる必要があります。すでに用意している策としまして、「ポイ捨て禁止看板」を配布しておりますので、環境課までお申し出いただきますようお願いいたします。最後に、市民の皆様が安全で快適な生活環境を享受できるよう、市としても全力で取り組んでまいります。ご意見やご提案がございましたら、引き続きお寄せいただけますと幸いです。今後とも、松阪市の行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>環境課 電話:53-4425</p>